

# KSC スポーツ安全保険のご案内

加入期間：毎年4月1日～3月31日

更新はありませんので、毎年ご加入ください。年度途中のご加入でも、料金は変わりません。

保険適用開始日は、お申込み（毎週火曜日締切）の翌土曜日からです。

※SL神戸シリーズのキッズ・キッズFクラスに参加される方は加入必須となります。

	保険加入料金		障害保険金額			
	・KSC 持込走行会員 ・KSC レンタル会員 ・KSC ライセンス所持者	・非会員	死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日以内	
					入院日額 1日目から180日限度	通院日額 1日目から30日限度
中学生以下	1,300円	1,800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円
高校生以上64歳以下	2,350円	2,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
65歳以上	1,700円	2,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円

## 対象となる事故

### 傷害保険

被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されます。

※AW・BW・CW区分にご加入の場合は、上記に加え、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を除きます。



● 団体活動中のケガ



● 団体活動への往復中、車にはねられてケガをした場合

## 支払われる保険金

(1) 事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。ただし、通院保険金の支払日数は、1事故について30日が限度となります。

(2) 入院・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなされます。

(3) 死亡された場合、死亡保険金額の全額が支払われます。ただし、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額から既に支払われた金額を控除した残額が支払われます。

(4) 後遺障害保険金は、以下の金額が支払われます。

・約款で定める第1級に該当する後遺障害は後遺障害保険金最高額  
 ・約款で定める第2級～第14級に該当する後遺障害は、死亡保険金額の4%～89%

なお、保険期間を通じ約款記載の保険金額が支払限度となります。

(5) 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けた場合に、保険金が支払われます。

【お支払額】 入院中の手術：入院保険金日額の10倍  
 入院中以外の手術：入院保険金日額の5倍

ただし、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回に限られます。1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみが支払われます。

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。※支払対象となる「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）なお、治療を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）

(6) 通院しない場合においても、約款所定の部位に傷害を被った場合で、その部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着した場合、その日数に対し、通院保険金が支払われます。

(7) 入院、通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。

(8) 同一治療日における入院保険金と通院保険金は、重複して支払われません。

(9) 入院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても、入院・通院保険金は重複して支払われません。

(10) これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金などと関係なく支払われます。

## 保険金が支払われない主な場合

(1) 次のような事由により生じた傷害

① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失  
 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転

③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失  
 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）

⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など

※テロ行為によるケガは対象となります。

(2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの

(3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。）

(4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害

(5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害

(6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。

① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬費

用保険の対象となります。）

② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害

③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など） など

(7) 他の身体の障害または疾病の影響  
 ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

(8) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など



● むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの  
 ● 地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ

ケガをされた方は、当日中に必ずご報告ください。サーキット内での事故報告がないと保険が適応されません。